

総社市建築審査会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第30号

総社市建築審査会条例施行規則の一部を改正する規則

総社市建築審査会条例施行規則（平成17年総社市規則第150号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（審査請求の審理） 第4条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第94条第3項の規定に基づく口頭審査を行う場合は、次の各号によるものとする。 （1）会長は、あらかじめ口頭審査を行う日時、場所その他必要な事項を審査請求人、特定行政庁、建築主事<u>又は建築副主事</u>、建築監視員、指定確認検査機関、確認検査員<u>又は副確認検査員</u>その他関係人に通知するものとする。 （2）及び（3）略</p>	<p>（審査請求の審理） 第4条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第94条第3項の規定に基づく口頭審査を行う場合は、次の各号によるものとする。 （1）会長は、あらかじめ口頭審査を行う日時、場所その他必要な事項を審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、指定確認検査機関、確認検査員その他関係人に通知するものとする。 （2）及び（3）略</p>

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。